

第1回 備前市総合教育会議

日時：平成27年5月1日（金）

15：30～

場所：委員会室A・B

次 第

開会

- 1 市長あいさつ
- 2 教育長あいさつ
- 3 出席者紹介
- 4 協議事項
 - (1) 備前市総合教育会議運営要領について
 - (2) 教育に関する大綱策定方針等について
- 5 その他

閉会

【配布資料】

- 資料01 出席者名簿
- 資料02 備前市総合教育会議運営要領（案）
- 資料03 教育に関する大綱策定方針（案）
- 資料04 総合教育会議について

備前市総合教育会議 名簿

職名	氏名
市長	よしむらたけし 吉村武司
教育長	すぎうらしゅんたろう 杉浦俊太郎
教育委員	いりえひさやす 入江永泰
教育委員	たかはしちあき 高橋千亜紀
教育委員	おちみな 越智聖名
教育委員	こまざわまさる 駒澤勝

事務局

事務局長 (総合政策部長)	藤原一徳
事務局次長 (企画課長)	佐藤行弘
担当者 (企画係長)	大西健夫

教育委員会事務局

教育部長	谷本隆二
教育部 教育総務課長	芳田猛

備前市総合教育会議運営要領（案）

（総則）

第1条 備前市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営は、備前市総合教育会議設置要綱（以下「要綱」という。）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

（開催手続き等）

第2条 市長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の日時及び場所並びに協議又は調整すべき事項を提示して構成員に通知するとともに、ホームページ等で周知するものとする。

（議事進行）

第3条 市長は、会議の議長となり、議事進行を行う。

（合意の方法）

第4条 会議における合意は、全構成員が了承した場合とし、その結果を事務の調整が行われた事項とする。

（傍聴人の決定方法等）

第5条 会議の傍聴定員は、原則として10人以内とする。ただし、会場の規模により増減することができる。

2 会議の傍聴をしようとする者は、会議開催予定時刻の15分前までに傍聴申出書（別記様式）に必要事項を記入し、事務局に提出しなければならない。

3 傍聴をしようとする者が定員を超える場合は、傍聴受付順で許可する。

（傍聴人の遵守事項）

第6条 傍聴人は、会議の進行の妨げになる行為及び人に迷惑を及ぼすと認められる行為をしてはならない。

2 傍聴人は傍聴席において、写真、ビデオ等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りではない。

（議長の指示）

第7条 傍聴人は、すべて議長の指示に従わなければならない。

2 議長は、その指示に従わない傍聴人の退場を求めることができる。

（会議の非公開）

第8条 要綱第5条但し書きの適用については、議長及び教育長の両者において、会議開催までに協議のうえ決定し、あらかじめ、その旨を公表する。

2 前項の規定は、会議の中途において生じた事態により、緊急に会議を公開しないこととする場合は、適用しない。

（議事録の記載事項）

第9条 議事録に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 開催日時
- (2) 出席構成員の氏名
- (3) 協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言
- (4) その他議長が必要と認める事項

附 則

この要領は、平成27年 月 日から施行する。

別記様式（第5条関係）

備前市総合教育会議 傍聴申出書

年 月 日開催

※ 受付番号	氏 名	住 所

※受付番号欄は記入しないで下さい。

【注】傍聴される方は、この申出書を受付に提出してください。

教育に関する大綱策定方針（案）

1 策定の趣旨

時代に対応した人材を育成するため、教育の高度化はもとより、幼児教育から義務教育、高等教育への一貫した教育、地域と一体となった教育など、今後の本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その施策の根本となる方針を定める。

2 位置付け

- ・第2次備前市総合計画を基本とする。
- ・国の第2期教育振興基本計画（期間：平成25年度～平成29年度）を参酌する。
- ・今後の教育改革の動向を踏まえる。

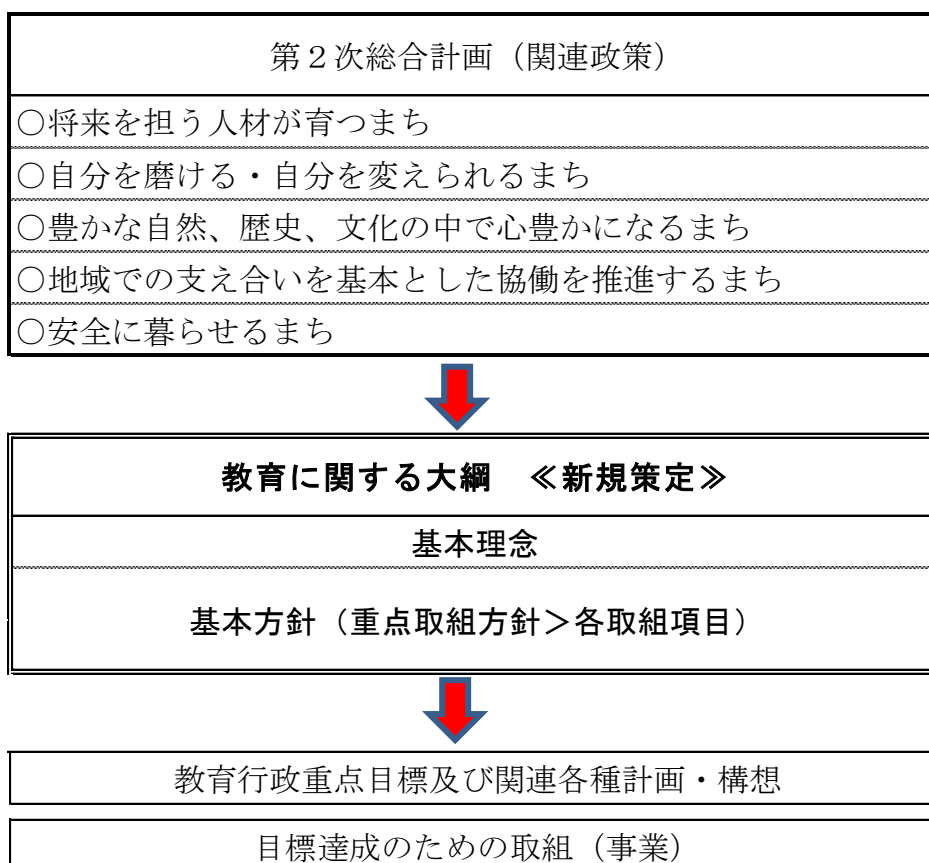
3 期間

平成27年度を始期、平成30年度を終期とする4ヶ年間

4 大綱の構成

○基本理念>○基本方針

<参考> 総合計画—大綱—各計画等との関係



5 策定スケジュール

- | | |
|-------|---|
| 5月1日 | 第1回総合教育会議
・運営要領の決定
・大綱策定方針（案）・素案の協議 |
| 5月19日 | 第2回総合教育会議
・大綱素案の協議 |
| 6月 | パブリックコメントの実施 |
| 7月 | 第3回総合教育会議
・大綱（案）の協議・決定 |

備前市総合教育会議について

1 設置目的

市長と教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、本市教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、同じ方向性のもと、連携して効果的に教育行政を推進するため設置する。

2 開催方法

市長が招集し、会議は原則公開とする。

3 構成員

市長及び教育委員会(教育長及び委員)

4 協議事項

- ① 教育に関する大綱の策定
- ② 教育の条件整備など重点的に講ずべき事項
- ③ 児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

5 その他

関係者又は学識経験を有する者などから、協議すべき事項に関して意見を聴くことができる

6 事務局 備前市総合政策部（企画課）